

半田市週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む建設工事の週休2日工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

(2) 工事完了日

完了届提出日

(3) 土木工事

第4号から第8号に示す工事以外の工事

(4) 港湾・漁港工事

愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

(5) 空港土木工事

空港請負工事積算基準（国土交通省航空局）を適用する工事

(6) 農地工事

土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

(7) 林務工事

森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

(8) 建築工事

公共建築工事費積算基準を適用する工事

(対象工事)

第3条 半田市が発注する工事で、単価適用日が令和8年10月1日以降の工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

(1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）

(2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

(3) 緊急の応急復旧工事

(4) その他発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

(5) 港湾・漁港工事、空港土木工事、建築工事

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)～(参考3)によることとする。

(1) 完全週休2日(土日)(参考1)

完全週休2日(土日)とは、対象期間(第5条)内において、「土曜日」、「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日(参考2)

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日(参考3)

通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- (2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

(取組内容)

第6条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ア 本要領の対象工事であるか否か
 - イ 対象工事の場合で、前条第7号に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、実施する週休2日の形式を記載するものとする。
- (4) 対象工事の受注者は、工事完了日までに実施結果表（様式2）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。（令和9年4月1日以降の検査については評価しない。）
- (2) 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。（令和9年4月1日以降の検査については評価しない。）

(取組証の発行)

第8条 受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」（様式1）を発行するものとする。
ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証を発行しない。
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(参考1) 完全週休2日工事(土日)

(□：工事実施日)							完全週休2日実施有無			
月	火	水	木	金	土	日	土日の日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週休2日 実施有無	備 考
		対象期間 開始日 □	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	振替閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（1日）以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。
□	祝日 □	□	夏季休暇（3日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（1日）以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。 （祝日の閉所を求めない）
□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
振替閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	閉所 （雨天）	□	閉所	2	2	○	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。
□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる。
現場閉所率									8	完全週休2日取得率 ＝（完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数） ＝8/10＝80%＜100%
完全週休2日取得率＝100%未満 ⇒完全週休2日 未達成										

※1 振替閉所日含む

(参考2) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず^{ひとつき}暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率 28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日	振替閉所	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
施工完了日					閉所	閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日
	夏季休暇				閉所	閉所
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日
					閉所	閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
					閉所	閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日
					閉所	閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日
			祝日		閉所	閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日
					閉所	閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日	△月4日
				施工完了日	閉所	閉所

⇒評価対象外

1月目 (●月9日～●月30日)
→現場閉所日/6日対象期間19日 = $31.5\% \geq 28.5\%$
4週8休 (28.5%以上) 現場閉所 → **達成**

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
→現場閉所日8日/対象期間30日 = $26.6\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土曜日・日曜日は8日＝現場閉所日8日 → **達成**
※1土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3月目 (△月1日～△月2日)
→現場閉所日0日/対象期間2日 = $0\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土曜日・日曜日は0日＝現場閉所日0日 → **達成**
※1土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日＝達成
(すべての月で達成しているため)

(参考3) 通期の週休2日工事

(□：工事実施日)							現場閉所率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	現場閉所 日数	備 考
準備期間←			対象期間 開始日 □	□	□	閉所	4	1	
閉所	□	□	振替閉所	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
閉所	□	祝日 閉所	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	閉所	7	1	
閉所	□	振替閉所	□	祝日 閉所	□	閉所	7	4	
閉所	□	□	□	□	雨天閉所	□	7	2	雨天による振替閉所は現場閉所と認める。
閉所	□	□	□	□	□	□	7	1	
閉所	□	□	□	□	□	閉所	7	2	
閉所	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		5	1	
現場閉所率							56	17	現場閉所率＝30.3％※1（17日/56日）
現場閉所率＝30.3％ ≧ 28.5％ 通期の週休2日達成									

※1 小数第2位切り捨て

様式 1（第 8 条関係）

年 月 日

週休 2 日工事取組証

名 称

代表者 （契約の相手方） 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
引 渡 し 年 月 日 ※ 2	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※ 3	
週 休 2 日 の 形 式	完全 月単位の 週休 2 日工事 通期の

※ 1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※ 2 検査結果通知書に記載の検査年月日を記載

※ 3（例）土木工事業の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業（P C 工事除く）」と記載

（例）P C 上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

半田市長

印

様式2（第6条関係）

実施結果表

工事名	当初契約日	工期			工事完了日	週休2日実績				未達成	備考(週休2日その他の内容、未達成の理由等
		着手日	～	完了日		完全週休2日(土日)	月単位の週休2日	通期の週休2日	その他		

- ・ 工事完了日までに作成のうえ提出してください。
- ・ 達成した「週休2日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。
- ・ 本様式提出時には、週休2日の実績結果を確認できる資料の添付は不要です。※

※取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督職員に申し出るとともに、週休2日実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出してください。